

令和7年度鳥取県特定技能外国人（介護）マッチング支援業務委託プロポーザル実施要領

令和7年度鳥取県特定技能外国人（介護）マッチング支援業務委託について、公募型プロポーザル方式によって以下のとおり業務の受託業者を選考する。

1 業務の概要

(1) 業務の名称

令和7年度鳥取県特定技能外国人（介護）マッチング支援業務委託（以下「本件業務」という。）

(2) 業務の目的

本件業務は、特定技能外国人の受入れを希望する県内介護施設・事業所等（以下「介護施設等」）と県内介護施設等で就労を希望する特定技能外国人を対象としたマッチング及び定着支援を行い、外国人介護人材の確保及び定着を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

別添1「仕様書」に基づき、以下の業務を行う。

ア 事業説明会等による本件業務の周知及び参加介護施設等の募集

イ 特定技能外国人（介護）の募集及び県内介護施設等とのマッチング

ウ マッチングの成立した特定技能外国人（介護）の入国までの支援や入国後の職場定着支援

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 予算額

金4,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 募集方法

公募型（参加資格要件を満たす者に広く企画提案を求める。）とする。本件公募型プロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書（様式1）と公募型プロポーザル参加資格確認書（様式2）を5の（1）の場所に、令和7年4月17日（木）午後3時までに、電子メール又はファクシミリにより提出すること。また、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(7) 公募型プロポーザルの参加資格の審査について

ア （6）により提出のあった書類を審査の上、公募型プロポーザルの参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年4月22日（火）までに通知する。

イ アの審査により公募型プロポーザルの参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、参加資格がないとした理由について、令和7年4月28日（月）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ウ イにより説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和7年5月1日（木）までに書面により回答する。

(8) 実施要領等の交付

本実施要領及び本件公募型プロポーザルに関する書類は、令和7年4月1日（火）から4月17日（木）までの間にインターネットの鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/316949.htm>）から入手するものとする。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和7年4月1日（火）から4月17日（木）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前10時から午後5時までとする。

イ 交付場所

5の（1）の場所に同じ。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）法人格を有していること。

（3）職業安定法による有料職業紹介事業者としての許可を受けていること。

（4）令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加

者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録されている者であること。

なお、本件公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和7年4月7日(月)正午までに、原則としてとっとり電子申請サービスにより5の(2)の場所に提出すること。この際、本件公募型プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに5の(2)の場所に必ず連絡すること。

(5) 令和7年4月1日(火)から本件業務の企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(6) 令和7年4月1日(火)から本件業務の企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 審査会の設置

(1) 企画提案書を審査するため、別添2「令和7年度鳥取県特定技能外国人(介護)マッチング支援業務委託プロポーザル審査要領」(以下「審査要領」という。)に基づき、「令和7年度鳥取県特定技能外国人(介護)マッチング支援業務委託プロポーザル審査会」(以下、「審査会」という。)を設置する。

(2) 審査会は3名以上で構成する。

(3) 審査にあたっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

4 選定方法

(1) 評価方法

各審査委員(3名以上)は、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答の内容により、審査要領に基づき個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点の高い順に順位付けを行う。

(2) 審査結果の公表・通知

ア 審査結果は、令和7年5月中旬に鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/316949.htm>)で公表するほか、全ての提案者に通知する。

イ 公表・通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

5 手続き等

(1) 公募型プロポーザルに関する手続き及び本件業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 地域包括ケア推進担当

電話 0857-26-7176 ファクシミリ 0857-26-8168

電子メール choujyushakai@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

6 本件公募型プロポーザルに関する問い合わせの取扱い

本件公募型プロポーザルに関しての質問は、電子メール又はファクシミリにより令和7年4月14日(月)午後5時まで、5の(1)の場所において受け付ける。質問及び回答は、4月16日(水)までに逐次インターネットの鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課のホームページで公開する。
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/316949.htm>)

7 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、別添3「企画提案書作成要領」に基づき企画提案書を作成し、(2)に示す提出書類一式をPDFファイルに変換し、電子メールによる送付又はDECO Driveにて提出すること。

(2) 提出書類

ア 企画提案書 1部

(ア) 企画提案書は、A4サイズとする。縦横及びページ数は問わない。

(イ) 企画提案書には、次の内容を記載すること。なお、企画提案書は企画力を審査するためのものであり、記載内容は契約内容を拘束しないものとするが、実現性が担保されるものであること。

- a 業務実施体制（組織体制、主要スタッフの類似業務経験が分かるもの）及び実施スケジュール
- b 特定技能外国人と県内介護施設等とのマッチング支援の取組
- c 入国までの受入れ支援及び入国後の職場定着支援の取組
- d 類似業務の実績（過去5年以内に行った同等程度の類似業務の実績がわかるもの）

イ 会社概要 1部（様式及び記載内容は任意とする。）

ウ 見積書 1部（押印は不要）

(ア) 様式は任意とする。

(イ) 1の(5)に示す予算額を超える金額が記載された見積書は無効とする。

エ 個人情報管理に係る申告書（別添4）

(3) 提出期限

令和7年4月25日（金）午後5時までとする。

(4) 提出場所

5の(1)の場所に同じ。

(5) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は原則として返却しない。

イ 本件公募型プロポーザルへの参加者が提出する書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第2項に規定する公文書に該当し、開示請求の対象となることがある。

ウ 提出された書類は本件公募型プロポーザルへの参加者に無断で本件公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

8 プレゼンテーションの実施

(1) 日時及び場所

令和7年5月上旬予定 ※開催日時、開催場所等は別途通知する。

(2) 実施方法等

ア プレゼンテーションは提案につき20分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を15分間設ける。

イ その他、プレゼンテーションの実施に係る詳細について、必要に応じて委託者が別途連絡する。

9 契約に関する事項

(1) 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 契約保証金

契約の相手方（以下「受託者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 暴力団の排除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を

解除するときは、受託者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

10 その他

（1）企画提案書の無効

2 の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

（2）提案者の失格

提案者のうち審査会の委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

（3）参加費用

本件公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（4）著作権の取扱い

鳥取県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

（5）個人情報の取扱い

受託者は本件業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては別記 1 「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

【参考：本件公募型プロポーザルの実施スケジュール】

令和 7 年 4 月 1 日（火） プロポーザル公募開始

4 月 17 日（木） 参加申込書提出期限

4 月 14 日（月） 質問期限

4 月 25 日（金） 企画提案書の提出期限

5 月 1 日（木） プレゼンテーション（審査会）の案内送付 ※予定

5 月上旬予定 プレゼンテーションの実施

5 月中旬以降 審査結果の通知及び契約の締結